

第7回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会  
会議録（要旨）

1 日時	令和8年2月20日（金）午前10時00分～午前11時25分
2 会場	元気創造プラザ4階 生涯学習センター ホール
3 出席委員 ※ 敬称略	北田 真理（委員長） 武本 明日香、松原 拓郎、山下 敏雅、山本 真実 以上5名
4 行政出席者 （事務局）	子ども政策部長 近藤 さやか 子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長 清水 利昭 児童青少年課長 梶田 秀和 子ども育成課長 萩原 潤一 保育支援課長 竹内 里奈 子育て支援課長 嶋末 和代 包括支援担当課長 戸田 陽子 子ども家庭支援センター担当課長 杉山 静 東多世代交流センター担当課長 小林 大祐 西多世代交流センター担当課長 荻野 るみ 教育部調整担当部長 寺田 真理子 指導課長 福島 健明 学務課教育支援担当課長 星野 正人 子ども家庭課 加藤 太一、山岸 愛子、千葉 友絵、高橋 陽子 児童青少年課 佐藤 善彦、和田 麻子、中島 寛人
5 議題	1 検討協議事項 (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について (2) （仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会報告書（案）について (3) その他
6 会議の公開 ・非公開	公開
7 傍聴人数	8人

## 1 開会（午前10時00分）

## 2 検討協議事項

### (1) 三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）素案（案）について

【子ども政策部長】より説明

（質疑応答）

【山本委員】 前回、いろいろ指摘が出たところは直していただいていると思うんですけど、直していただいたものの一つで、「子どものみなさん」のメッセージの「あなたは～」から始まる部分の上から3つ目、「あなたは、成長にあわせて、遊んだり、学んだりすることができます。」のところなんですけど、これは次の第2章の「豊かに育つ権利」の部分で反映させたということで、前回、確かに「育つ、生きる権利」を入れるという意見があったので、多分、それを入れてくださったのかなと思うんですけど、ただ、この文章を読むと、「成長にあわせて、遊んだり、学んだり」することに限られてしまうので、読んだときに私の中でどうも違和感があります。それであれば、「あなたは、成長にあわせて、豊かに育つための環境を得ることができます。」などのように全部を表すようにしてはどうか。「豊かに育つ権利」は(1)から(7)まであって、遊ぶことと学ぶことだけではないので、一部だけを取らないほうが良いのではないかと思います。

ただ、ここを読んだときに、「成長にあわせて、遊んだり、学んだり」となっていると、成長にあわない人はできないみたいな感じもして、ちょっとあなたはまだ早いみたいに言われるのも駄目かな、そういうふうにも読めるかなと思ったので、細かいですけど、これは意見としてお伝えします。

【北田委員長】 ありがとうございます。私も、事前の打合せのときに、この第5条の(1)、(2)のみが挙がっていて違和感があるというふうに感じたところなんですけど、この点、皆様、御意見いかがでしょうか。会議の中で御意見をいただくのは本日が最終となりますので、なるべく確定する形で御意見をいただいきたいと思います。松原委員、いかがでしょうか。

【松原委員】 今の点は、私も事前に読んでちょっと違和感があったところなので、同感です。

【北田委員長】 山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 育つのが権利だということを入れたほうが良いと私が申し上げて、いろいろ工夫して、ここに「成長にあわせて」でそのニュアンスを入れてくださったんだ

などということとか、あとは条文の案の「成長にあわせて心身ともに豊かに育つために、次の権利が保障されます。」というところと平仄を合わせてくださったんだなというところはあるつつも、私もちょっと若干むずむずしているところがあります。

ほかの委員の皆様がおっしゃった「遊ぶ、学ぶ」だけがピンポイントで出てくるところは確かに浮いているようには見えるけれど、私は、どちらかという遊ぶことが権利だとか、また学ぶことが義務になっている子どもたちが多くの中で、これは権利なんだよということをここでメッセージとして伝えるのもそれはそれでありかなとは思いつつ、ただ、「遊んだり、学んだり」というのは、子どもたちが豊かに育つということの具体的な中身であって、第5条もそういうふうな書き方になっていますよね。だから、「成長にあわせて、遊んだり、学んだり」として、先ほどの山本委員のように捉えられないかというところを危惧するんだとすると、「遊んだり、学んだり」まではここでは言わずに、「豊かに成長していくことができます。」というように、ほかの4行とも合わせた形にすると確かにすっきりするかもしれないです。

本当は遊ぶこととか学んだりすることは権利だと伝えたいなとは思いつつも、それはこれからこの条文のメッセージを子どもたちに具体的に説明していく中で伝えていけば、それはそれでありかなとも思います。このメッセージでは、育っていくということが実は権利なんだというのでとどめるというのがいいかな。むしろそれをメッセージとして伝えていくことのほうがいいかもしれないと、傾きつつあります。

**【北田委員長】** ありがとうございます。 武本委員、いかがですか。

**【武本委員】** 私は、「遊んだり、学んだり」と書いてあるほうが子どもは分かりやすいのかなと思う一方で、皆さんの御意見を聞いて、確かにちょっと限定っぽい雰囲気を感じられるのかなとか、あなたにはまだ早いというのはちょっとありがちなかなと思ったので、皆さんのおっしゃるように合わせるのがいいのかなと思いました。

**【北田委員長】** 皆様、ありがとうございます。この点に関しましては、(1)、(2)の部分だけを取り出すという形ではなく、そうすると、「成長にあわせて、心身ともに豊かに育つことができます。」でしょうか。前後の文脈から「育つことができます。」だとしっくりくるというような御意見だったかと思うのですが、よろしいでしょうか。では、今の点は「成長にあわせて、心身ともに豊かに育つことができます。」とします。

ほか、いかがでしょうか。では、私のほうからですが、これが本当の最終見直しということでしたらもっと出るかもしれないんですが、漢字のところの統一などの部分が多々ありまして。例えば、3行目の「関わらず」という言葉なんですけど、これは、論文などで書くときにも「関わる」というこの漢字は使わなくて、本当だったら、てへんの「拘る」のほうを書くんですよね。ただ、これはいろいろ調べると使い方が微妙な説明があるので、大体こういう場合には、漢字は開いてしまって平仮名にするのがいいのではないかという

ことがまず1点です。

それから、2段落目の2行目のところから始まるんですが、「子どもとともに」という「ともに」が、ここは平仮名になっていますが、3段落目の最後の「共に理解することが重要」と、4段落目の「市が協力し、共にまちづくり」は漢字になっていて、あとは5段落目の2行目の「擁護するとともに」が平仮名になっています。「～とともに」というところと「共に～」というところで使い分けているのかもしれないですが、一応、このところを注意して、もう一度表記を考えていこうというふうには思いました。

それから、2段落目の1行目の「守られるべき存在です。」のところで、「守られるべき」でいいのかな、というのがちょっと今、私の中で引っかかっている、検討中なんです。

あと、この2段落目は文章がちょっと長くて、2行目の「大人は子どもの声や思いを聴き、誠実に受け止め、子どもとともに考えることが重要であり」のところは、これが一つの大げなメッセージなので、一旦、ここで文を切って「～子どもとともに考えることが重要です。」とした方が良くかなと思います。そして、「大人には、子どもが安心して暮らせる環境をつくる責任があります。」というふうに分けたほうが良いかなと。つなげないほうが、考えることが重要だというメッセージがやはり伝わりやすいかなと思いました。

あと、4段落目の「培ってきた」は、平仮名にしたほうが良いだろうと思います。

それから、この4段落目の2文目は主語がないパターンなんですけど、これは、主語があったほうが良いのかなと思いました。「長い間培ってきた地域の力を活かし、大人が子どもをあたたく見守り、子ども一人ひとりの権利が守られ、お互いのことを大切にできる地域づくりを」の後に、例えば「三鷹市は強く推進していきます。」としたほうが良いかなと。この辺も、別にささいなことなんですけど、メッセージ性を高めるという意味では、流れとして、そこに主語が入るとより伝わりやすいかなと思います。ただし、主語をどこに置くかはちょっと要検討です。

それから、5段落目の2行目です。「子どもに関係する事項については」のところで、これは昨日、ちょうど児童の権利条約に関する論文を執筆中だったときにさんざん出てきたんですが、やっぱり判例の中でも、「子どもに関する『全ての』事項」と言っているので、これは「全ての」が必要なんだろうかなと思います。そして、「子どもに関係する全ての事項については」の「は」は要らないと思います。「子どもに関係する全ての事項について、子どもの最善の利益を第一に考えます。」として、これも大切な一文なので、メッセージを伝えるために切ったほうが良いだろうと思いました。

あと、一瞬引っかかったのが、その次の行の「将来の夢や希望を持つことができるまちを実現し」なんですけど、何で「まち」なんだろうって思ったんですね。これは「まち」にした理由って何かありますか。それがちょっと分からなくて、この辺いかがですか。

【子ども政策部長】 「まち」のところなんですけど、三鷹市では、“まち”とあえて点々で打ったりして、ひらがなで「まち」という使い方を結構しているので、そういう流れでこのような表記にしています。

【北田委員長】 やっぱり三鷹市にとっての特別な「まち」ということなんですね。一般的に見ると、実は引っかかる場所ではあるけれど、ただ、三鷹市の人にとって「まち」がキーワードであるならば自然な流れなのかもしれない、というところが、さっと読んで引っかかった部分です。

あと、子どもに対するメッセージの2段落目、「その気持ちを大事にします。」のところなんですけど、「大事にする」と「大切にする」はどちらがいいのか。存在は「大切にする」なんですけど、気持ちは「大事にする」のか、「大切にする」ほうがいいのかとか、この辺のワードはちょっとほかのところとの兼ね合いを見て検討したほうがいいのかなど。結構、これは変わらないようなんですけど、どっちのほうが流れがいいのか、というのが表記の部分で気になったところです。この点、御検討をお願いいたします。

ちょっと私、細かいことを言いましたけれど、皆様も何かございましたら、ぜひここで御意見をいただければと思います。では、山本委員、お願いします。

【山本委員】 今、北田委員長がおっしゃったところは、大学の先生として同じだなと思いました。そこまで添削していいのかなと思っていたので私も黙っていたんですけど、文が長いというのは本当に思いましたので、できるのであれば短くしていただくほうがメッセージとして強く伝わります。学生にも2行以上の文は書いてはいけないと、いつも言っているので、基本的には1行半までに収めるというのがポイントだとすると、やはり、北田委員長がおっしゃってくださったような形で短くしていただくのが良いと思います。

もう1点、3段落目の「自分のことは自分で決めることができるということを大人も子どもも共に理解することが重要です。」のところもやっぱり長いので、同じように「自分のことは自分で決めることができます。このことを大人も子どもも共に理解することが重要です。」というふうにしたほうがいいかなと思いました。

それから、最後の「まち」の部分なんですけど、「まち」は三鷹市では確かによく使っていて、いわゆる「まち」ではなくて、「society」というか、「社会」とか「コミュニティ」とか、そういう言葉を包含した固有名詞みたいな感じなんですよ。ですから、もしおかしくなれば、かぎ括弧か何かをつけて「まち」とするのが三鷹らしい感じがしていかなと思いました。

【北田委員長】 ありがとうございます。弁護士の先生は2行以上行きますかね。法律は大変長いですよ。

【山下副委員長】 すみません。法律家は文章が長くて、最近は改善されましたが、昔の判例を読むと、「。」が来るまでに主語、述語が幾つも入り乱れるというのに慣れているせいで、そこまで違和感はないんですけども、短いほうが良いということですね。

私は、先ほどの「まち」の議論を聞いていてすごくいいな、うれしいなと思いつつ聞

いていました。多分、ここが三鷹のいいところなんだろうなと思います。この「まち」というワードにかけている思い、それから子どもたちの権利が守られるという中で、やっぱり地域が果たす役割は本当に大きいと一人一人の子どものケースを担当しているときに思いますし、毎回、こうやって傍聴される方、関心を持たれる方が多いということを見ると、この「まち」というのは、かぎ括弧をつけるかどうかは私はあまりこだわらないですけど、ぜひ条例ができた後もいろんな子どもたちに伝えていってほしいなというふうに思いました。

1点、北田委員長がお話しされた中で、あ、そうだなと思ったのは2段落目の1行目のところで、これはやっぱり変えないといけないですね。子どもは「守られるべき存在です。」というところは、子どもの権利条約の一番の基盤、子どもを守ってあげる対象としてだけではなく、権利の主体だということに一番大きな意味があったわけなので、本質に関わるのかなと思います。子どもはそうやって尊重される、夢や希望を持ちながら成長する存在ですということ、それを大人たちが支えるんですよ。「子どもの権利を守る」という表現も幾つか出てきて、当然、権利を守るのが役割ですけど、子ども自身を守ってやるということじゃなくて、育てていくのをみんなで支えるためにこの権利条例をつくるんですよということなので、ここの一文は修正しないといけないなと思いました。

【北田委員長】      ありがとうございます。武本委員、いかがですか。

【武本委員】      先ほどから出てきている「まち」の表現なんですけれども、三鷹に長年いる人間としては何の違和感もなく、ずっと読めてしまったなと思っております。ほかの事業ですけど、「マチコエ」という事業もあったりして、市民の声を拾うみたいなものも「まち」がついていたりするので、おそらく市内の人はあまり違和感なくずっと読めてしまうのではないかなと思います。

【北田委員長】      ありがとうございます。松原委員、いかがですか。

【松原委員】      「まち」については、確かに三鷹で暮らしている人間にとってはコミュニティのイメージで取っているところなので、多分、読む側はそんなに違和感を持たずに読むのかなという感じはしています。

私が迷っているのは、やっぱり2段落目の1行目のところで、「子どもは、一人の人間として尊重され、夢や希望を持ちながら成長する存在です。」なのか、「できるように守られるべき存在です。」なのか。後者のほうの言わんとするその意図も分からないではないので、ちょっと迷うところではありますけれども、やっぱり権利主体性というところを最初に打ち出すということを考えたら、「夢や希望を持ちながら成長できる存在です。」みたいな、そういう主体性を強調した表現に修正したほうがいいのかというふうに感じました。

【北田委員長】 ありがとうございます。そうすると、権利主体だということが1段落目は子どもの視点から書いてあって、2段落目が大人の視点から書いてあると。1段落目は、「生まれながらに権利を持っています。」となっていて、一応、権利主体性は出しているんで、考えるべきは2段落目の大人の視点で書くときの書き方なんですよね。子どもの権利、主体性というか、子ども側から書くか、大人側から書くかで、ちょっとこの書き方のアイデアを少し詰めたいんですけれども、そうすると松原委員はどうでしょうか。「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」ですか。

【松原委員】 そうかな、というイメージですね。

【北田委員長】 山下委員、いかがですか。

【山下副委員長】 同じ意見です。

【北田委員長】 山本委員、いかがですか。

【山本委員】 確かに大人の立場からだと受け身で書くというのが違和感がないんですけど、特に1段落目は子どもの立場、2段落目は大人の立場で書くと思わないで、一つの事実として、「子どもは、一人の人間として尊重され、夢や希望を持ちながら成長する存在です。」という表現でも別にすっと入るかなと思います。大人の立場からというふうに言ったとしても、入るかなという感じはしますね。やっぱりそこに「守られる」って書くと常に受け身という感じがして、やっぱりどうしても上から下の構造がここに入ってしまいうんですよね。ですから、やっぱり主体的に書いたほうがいいかなと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。武本委員、いかがですか。

【武本委員】 今の山本委員の意見を伺って、すごくいいなと思って賛同いたします。

【北田委員長】 では皆様、ここは「夢や希望を持ちながら成長する存在です。」で意見の一致が見られました。

【子ども政策部長】 すみません、この2段落目なんですけど、「守られる」とあって、その流れで「大人は、子どもの声を聴き」という流れになっていますので、でしたら、もういっそのことここは離してもいいのかなと。今、この2段落目は、「守られるべき、守るために大人は～」というくくりで一つにまとまっているんです。なので、今、皆様おっしゃっていただいたように、「子どもは成長する存在です。」となると、その次の「大人は」というところとちょっと離れたほうがいいかなという気がします。改行すればいいだけの

話かもしれないんですけど、この流れではなく、一旦、ここで切り離すと言いますか。

【山本委員】 分かります、おっしゃっていることは分かるんですけど、でも、そこは離さないほうが良いと私は思います。子どもは主体的にそういう存在なんだということがあるからこそ聴くのだというふうにしないと。大人が子どもは守られるべきだと思うから聴くのではなくて、もともとそういう子どもが主体的にいる、そこにいる存在だからこそ聴くのだということなるので、私は離さないほうが良いかなと思います。

【北田委員長】 この点について、山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 私もこれはむしろ離すべきではないと思っていて、今、お話を聞いて、ああ、なるほど、守るべき存在だからそれに対応した大人の責任というふうな流れで書かれていたんだなと思ったんですけど、先ほど私が申し上げたように、子どもが成長するのが主体で、それを支えるのが大人の役割なので、むしろつなげないといけないのではなからうかと。

実際上としては、もちろん守ることも必要なわけですよね。乳幼児とかは一人で動けない、御飯も食べれないわけですから、それは守っていかなければいけないし、飛び出さないようにちゃんと守らなければいけないので、そういったこと自体はあるんですけど、ここで言いたいのはそうでなくて、今まで親御さんとか周りの大人たちが子どもを実際上として守っているんですけど、それって子どもの権利を保障している、子どもを支えているという権利保障をやっているんですよというふうに意識を持っていくところにこの権利条約とか権利条例の意味がありますので、ここの「守られる」を消したとしても、むしろつなげないといけないものだというふうに思っています。

【北田委員長】 松原委員、いかがですか。

【松原委員】 私もつなげるに一票です。理由はもう皆様おっしゃったとおりかと思えます。

【北田委員長】 武本委員、いかがですか。

【武本委員】 つながっていても、文章を読んでいて何か違和感があるということはないと思うので、私もつながっていていいのかなと思います。

【北田委員長】 ありがとうございます。今の点なんですけれども、ちょうど昨日、書いていた原稿がここに関わるかなというところなんですけど、子どもにアイデンティティというものがあって、自分が自分であることとか、アイデンティティに関する感覚って言葉

がすごい言われるんですけど、成長の過程でいろいろな情報があったりとか、あと自分が権利主体としてしっかりあったり、それは出生登録がなされているかというところのお話だったんですけども、そのアイデンティティの感覚というものが、いろんなものが、情報もあり、大人も当然のように自分に耳を傾け、それによって子どもが成長していく、その成長の過程の中で、それがベースになってprivate autonomy（私的個人の自律）という言葉が出てくるんですね。

そうすると、それが基盤になって、大人は当然に、周りも聞かれて、自律した自分のものが、ことができるようになって、だんだん自己決定権につながっていくんです。その流れの中で、これは守られるためではなくて、その存在があつてのこととして当たり前ものなんだという展開で、そこが結構キーワードで語られる部分だったりするので、私も皆様の言っている意見に賛成です。それが多分、どこの判例でも言われていることかなというふうに感じます。

いかがでしょうか。ここはつなげるという流れで、同じ段落の中でつけていくということで、大丈夫そうですか。

そのほか、いかがでしょうか。この1ページ目のところの議論に終始してしまったんですが、その他のところでも、このほかの御意見がございましたら、2月27日までにメールで事務局までお寄せいただければと思います。

この後、言葉の使い方とか、いろいろな御意見が出ましたら、時間の関係もございましたので、私のほうで預らせていただいて、事務局と協議をして最終決定を行うということにさせていただければと思います。もしどうしても必要な場合には、メールでの審議という形にさせていただくということで御了承いただけますでしょうか。

では、この話はここで終わりにしたいと思います。

(2) (仮称) 三鷹市子どもの権利に関する条例(素案) 検討委員会報告書(案) について  
【子ども政策部調整担当部長・子ども家庭課長】より説明

(質疑応答)

【山本委員】 前回はまだ文章になってなかったもので、今回、文章になっているのを読むと、ちょっとどうだろう、と思う言葉がいっぱいありまして、もうちょっと考えていかなくはいけないかなと思いました。特に私が気になったのは、7ページの「条例素案の検討における視点」のところですね。前回の箇条書きの内容から詳しい文章になると、またちょっとニュアンスが変わって、伝わるものがずっと入ってこなくなってしまうと、代案を考えたいとは思いますが、今、とにかく、取りあえず引っかかっているところだけ言いますね。

まだ自分として文章がきれいにできてはいないんですけど、何で引っかかったかというところ、まず8ページの「考え方の転換がなされました。」のところ、転換なのかなという

のをちょっと思ったりもするし、それから、その後続く「これにより、子どもは大人と同じように一人ひとりが権利を持っている主体であることが浸透してきましたが」というのも、「が」というのはどうなのかとか。それから、「子どもは大人と違って成長・発達過程にある」というのも、生涯発達と言っているところもある中でどうなのかとか、すごく細かいですけど、読んでいて疑問に感じるところが幾つかありました。

例えば、人間の基本的な人権として、よりよい生活を送るためには、病気や疾病を治したり、いろいろしながらそれなりに障がいを持っている方も含めて成長・発達していくというふうな考え方を持つべきではないかと私は個人的に思っているのですが、基本的な人権の中で考えていくと、「大人と違って」というふうを書くのがどうなのかなど。子どもの特性として、つまり未熟なものであるということはもう物質的に分かっているわけだから、発達特性に関与して必要な権利があるというのは分かるんだけど、「大人と違って」とか、その後の「特別な権利保障」とか、ちょっとこの辺りの書きぶりなんですよね。思いは分かるんですけど、多分、選んでいる言葉の書きぶりかなと思うので、もう1回ちょっと読みたいなというところが1点です。

それから、エの「子どもの意見や思いを聴く」のところの、姿勢を持つことは重要なんだけど、姿勢を持っているだけでは…みたいなこととか、それから「子どもの視点」という表現がいっぱい出てくるんですけど、「子どもの視点で」って何なのかということとか、あと、「言葉を発することが難しい月齢の子ども」、「障がいのある子ども」もバンとこういうふうに書いているのもちょっと気になりますし、「性格的に意見が言えない子ども」というのもどうなのか。書き方なんだと思うんですけど、ずっと入ってこないというところが個人的には私はとてもあります。

それから、8ページの「オ 子どもの最善の利益」のところの、4行目の後段に「子どもにも権利があることを前提として子どもの意見や思いを聴き」とあって、いきなりここにここまで書く必要があるかなとも思います。子どもの権利の話をしているのに、「権利があることを前提に」と書かないといけないのかなと。

すみません、前回の内容とどのぐらい違ったのかなと思ったら全く変わっていたので、一応、お伝えさせていただきます。

【北田委員長】 山下委員、いかがですか。

【山下副委員長】 山本委員の意見を聞いてすばらしいなと思っていました。というのは、私もこれ、拝見したときに、すごいすてきなのが出来上がったというのが第一印象だったんですね。この議論を踏まえながらしっかりまとめてくださったなというのが先に来て、多分、私も子ども向けにブログを書いたり、あるいは一般の方向けに講演をするときに分かりやすく説明をするんですよね。分かりやすくすると正確性が犠牲になるというのは、どうしても生じがちで、正確に書くと、今度は読み手がいろいろ配慮された結果だけを見たときに、これは結局どういうことなんだろうというふうに抽象的になったりして分かり

づらくなってしまうというところの間をとってどうしようということかなと思ったんです。なので、さっき山本委員の話聞いて、修正したほうがいいところもあるかなとは思いつつ、全体の論旨といいますか、一番伝えたい重要なコアなところを分かりやすく伝えてくださっているなという印象ではありました。

【北田委員長】 ありがとうございます。松原委員、いかがですか。

【松原委員】 すみません。私も、最初、御説明を受けながら聞いているときには分かりやすいなと思って読み飛ばしてしまったところがあったので、山本委員の御意見を伺ってちょっと反省するところがあります。そうですね。細かい表現については、確かにもうちょっと精査したいなというところがあります。ちょっと時間かけて検討ができていないところではあると思いますので。

ただ、全体の方向性としてはそんなに異論があるというような感じではなくて、細かい表現の取捨選択のところで調整が必要かなというふうな、そういった意見です。

【北田委員長】 ありがとうございます。武本委員、いかがですか。

【武本委員】 私も山本委員の御意見を聞くまではすごい分かりやすいなと思ってお聞きしていたんですけども、今おっしゃったようなことがクリアできればもう十分なのかなとも思います。

あと、一つだけお伺いしたいんですけど、9ページの「カ 子どもの権利擁護」の最後、「報告を受けた市長の判断で公表する必要もあります。」のところで、「判断で公表する必要」という表現が、公表しなければいけないように私は読めてしまいまして、そういったことはないでしょうか。

【子ども政策部調整担当部長】 ちょっと分かりにくい表現だったかもしれませんが、以前、公表するのは誰かという御議論の中でありました市長の名で公表するということを記そうとした部分でございます。

【武本委員】 「～判断で」となっているので、「公表する場合があります。」ではいけないのかなと思ったんですが。

【山下副委員長】 今、武本委員はこの文章を読んで、公表することが必要というように読めてしまった。起案した側としては、公表するのであれば「市長の判断が必要」と言いたかった、という点がすれ違っているのですよね。そこのところは、確かに私も、今の文章では「公表するなら市長の判断が必要」ではなく、「公表が必要である」とも読めるように思うので、そこをちょっとだけ修正すればいいと思います。

【北田委員長】 山本委員、お願いします。

【山本委員】 委員の皆さんがおっしゃっているように、私も分かりやすく書いてあるなとは思ったんですよ。だから、文章をもう1回読んで、もうちょっとだけ言葉を変えればいいかなと思います。特に私がいいなと思ったのは、7、8、9ページでこの視点の部分がきちんと整理されていることはとてもいいと思うんです。やっぱり今まで、これが一番、一般の方も分かりにくいことで、これって何なんだろうということ、分からないことをちゃんと整理して、私たちはこういうふうを考えていてやったんだよということを書いてくださったのはとてもよかったなと思いますし、ここはやっぱり大事にしたいところなので、ちょっと細かいことを言っているんですが、否定しているわけではないです。

本当に小さな言葉なんですけど、多分、これは一般の市民の方向けに出されるわけだから、読み手が引っかかるような、ざらざらするような表現ができるだけないほうがいいかなと思いました。

【北田委員長】 皆様、ありがとうございます。多分、この報告書は昨日とか一昨日とかに出来上がったばかりだということなので、細かいところはここからブラッシュアップしていく部分だと思います。ただいまの皆様から上がった意見を参考に見直していただければと思うんですが、最後、ここが結構肝だと思うので、この視点の中で、我々が挙げられていないと思われる部分がないか、最終チェックしておく必要があるかと思うんです。今、カまで挙がっていますよね。これ以外で挙げておきたい項目がないか、ちょっと考えてみませんか。なかったらいいんですが、大丈夫でしょうか。

これは考えるのに時間かかるというところもありますので、皆様、考えて、もし、これは項目として挙げたほうがいいとか、ここは絶対にこの言葉は配慮して変えるべきだなど、いろいろな御意見ありましたら、これも月末までにメールで事務局へ御意見をいただければと思います。山本委員、お願いします。

【山本委員】 この視点のところで、項目を記載する順番なのですが、最善の利益はもっと上ではないでしょうか。意見を聴くのももちろん大事なんですけど、子どもの権利条約でも第3条に最善の利益が出てくるので、順番からいうと、最善の利益が上かなと思います。あと、私自身が一番こだわっているのは、聴く姿勢とか、聴きましょうとか、聴くことが大事ですというのは分かるんですけど、その後どうするのというのがわからない。今までのいろんなことをまとめると、子どもにとっては、聴いただけで終わり、何もしてくれないみたいなのがある中で、第12条の子どもの意見表明権のところにも、もちろん発達に応じて考慮するということが、全ての措置に関わるものについては最善の利益を考慮することと書いてありますよね。だから、そういう順番と、全ての措置というのを、関わる全てのことで何をするのか。

具体的に、これは書けるかどうか分からないんですけど、今回、そのところがどうしても書かれていないなど。でも、フィードバックを行うというのは後ろのほうにちょっとありましたから、そこを読めばいいんですかね。ちょっとうまく言えないんですけど。

【北田委員長】 今のお話、まさにだと思います。その意見があるよとか、聴くよとか、利益があるよと言うだけではなく、それを言葉で言うと、実効性をもって確保するための取組が今まで欠如していた。そこに子どもの意見を聴いたら、それに対してフィードバックをすることもそうだし、それをあらゆる施策の中でできる限り反映していくということが子ども大綱などでも言っていることなんですよね。だからやっぱり実効性ということなんだと思いますね。

実効的確保とか、実質的確保とか、いろんな言い方されますけど、言うだけではなくて、中身を伴う形の動きを取るということにこだわったというところは大切なところかもしれないです。なので、項目としても挙げられるのかもしれない。

【山本委員】 このところに入れることがちょっと座りが悪いとか難しければ、最後の22ページの「条例制定後の取組」のところに、「普及・啓発の取組」はあるんですけど、そこに一つ意見を吸い取ってフィードバックをしてというのではなくて、どんなふうに関心する仕組みづくりをして、仕組みを受けてどうするかというところを入れるとか。

私が、子ども・子育て会議の会長だから気になっているというところはあるんですけど、やっぱり例えばそこに具体的に意見を上げていって、施策としてこういう意見を取り上げてこういうふうになりましたみたいなことが毎年報告されるとか、子ども・子育て会議だけではなくて、教育とか他にもいろいろな会議があると思うので、三鷹市の全部の施策を考えるとそういう意見がきちんと行って、実効性が担保されるような、行政として子どもの意見をきちんと入れるというルートができましたという感じにしたいなと思うところがあるので、後ろのほうに入れてもいいと思うんですが。

【北田委員長】 いや、これは後ろではないですね。視点に入れるべきだと思いますね。そこは、落ちていた視点だと思います。私は、今の項目を挙げるべきだと思います。

山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 今の山本委員の御指摘はすごく大事なところだなと思っていて、法律の世界だと、不利益処分するときには告知、聴聞というステップが必要で、これはもうずっと昔から言われていますけど、一応、告知、聴聞をして言い分を聞きましたよというアリバイだけ取って不利益処分を科すみたいなことでずっと来ましたが、ここで言っている子どもの意見を聴きましょうというのはそういうことではなくて、最善の利益を判断するために子どもの意見を聴いて、なるべくそれが実現できないかとか、すり合わせとか、建設的な対話をして最善の利益を判断しましょうね、ときには子どもの言うとおりに

ならないときもあるけど、そのときもフィードバックしましょうね、ということですよね。

今、山本委員が指摘されたのは、聴くだけ聴いて、聴きはしました、だけど結局、アリの的に聞いただけで、やっていることは今までの告知、聴聞で不利益処分と一緒にみたいなふうを受け止められないかという疑念だと思うんですけど、私、この報告書（案）の中でも、今の建設的対話の話は入ってはいっていると思っただけです。例えば8ページのオの最善の利益のところを読んでいただきますと、第一段落の最後のほう、子どもの意見を聞いて、「その思いが大切にされる形で考える、難しい場合には丁寧に説明して理由を説明して対話を重ねる」というように、はい、聴きました、終わりではなくて、きちんと対話を重ねましょうということは実は入ってはいって、ほかのところでも6ページのところに「誠実に受け止め、尊重しながら、一緒に考えるという一連のプロセス」とあって、要所要所には入っているんですけど、多分、そこをもうちょっと肉づけして伝えないと、今みたいな聴くだけ聴いて、聴く姿勢だけ見せました、終わりというふうに読んでしまう人がいるから、そこを強調するといいいのではないかということかなというふうに思いました。

【北田委員長】      ありがとうございます。松原委員、いかがですか。

【松原委員】      私も今のお二人の意見には賛成で、趣旨としては入っているとは思いますが。項目として取り出すときにどういう項目のタイトルにして切り出すのかなというのをちょっと考えていて、そこを迷ってはいるんですけども。実効性の確保と言うと何か狭くなってしまう気がするんですね。そこでの迷いが今ある状況です。実効性の確保だけではないかなと。

【北田委員長】      山本委員、お願いいたします。

【山本委員】      多分、何となくエの「子どもの意見や思いを聴くということ」というタイトルが、ほかの「子どもの最善の利益」とか、「子どもの権利擁護」とか、「権利の主体としての子ども」とかと平仄がちょっと違うんですよね。同じように言うならば、多分、「意見表明権の行使」みたいなことで、そうすれば、聴いて、やるということまで書き込めば少しまとまるかなと思うんですよね。それだけを取り出すのは難しいかもしれないけど、これだと意見や思いを聴くことで終わってしまっているの、「思いを聴くこと」ではなく、意見表明権というのは表明するだけではない、表明したものをちゃんと受け止めてもらえるようにしなければいけないという義務が社会にあるわけだから、そこまで書けば、タイトルを変えて書けばいいかなという折衷案なのですが、どうでしょうか。

【北田委員長】      武本委員、いかがですか。

【武本委員】      今の山本委員のお話を伺って、すばらしいなと思っただけです。

それが入ったら、もっとすてきなことになるかなと思いました。

【北田委員長】 これは私の意見ですが、エのところに入ると確かに流れとして、そこで言われることですからそうなんですけれど、昨今の児童の権利条約に関する議論を聞くと、いかにそここのところを、子どもとの交流を持ちながら対話を重ねて、実現していくことができなくても実現する流れをつくるということが非常に重視されているので、もしこれを別項目に出すと、三鷹市は意識しているな、というお話になるということなんです。そういう意味では、私は項目を挙げるのがいいかなと思います。ただ、自然の流れで行くとすると、エにつなげる。

子どもの最善の利益は全体に関して言えることなので、これは上に上げる。少なくともエの前にはなくてはならないというふうにしていくと。さっきの実効性みたいなところのお話を項目で挙げるのは言葉が難しいかもしれないんですが、そこが児童の権利条約を条例化していくところの肝だというふうに各所で言われている場所なので、それは受けているぞというところは見せたい気持ちもする。

ですので、これは事務局に御検討いただくという流れでも大丈夫ですか。一度揉んでいただいて、御連絡をいただいて、その後、どうするか、また委員の方にメールで御連絡するというところでよろしいですか。

この報告書の視点の部分に関しては、また共有していくという形の流れがいいように思いますので、いずれにせよ、事務局のほうで御検討をお願いいたします。御意見ありましたら、メールのほうで早めにお知らせください。

そのほかございますか。山下委員、お願いします。

【山下副委員長】 報告書（案）を本当に熱心に取りまとめていただいてありがたいなと思っているんですけど、1つ、ぜひお願いしたいのは、これ、主人公は子どもたちで、この報告書の中身、こういうものをつくったよということを三鷹市の子どもたちにぜひ知ってもらいたいなと思っているんです。大人向けの文章で、今、細かいところも含めて議論していますけれど、例えばA4、1枚ぐらいの、イラストとかもついて、こんなふうにもみんなで議論してこういうのをつくりましたというのも、子どもたちに使えるような形であるといいな。ただ、ちょっとまた作業が増えたりだとか、さらに子どもたちに分かりやすく伝えるために正確性が犠牲になるというところが出てくるので、そこは委員とまたコミュニケーションを取りながらやらなくてはいけなくなってしまうので、みんなの負担を増やす方向にはなるんですけど、せっかくここまでこうやって議論してきたものを子どもたちにもぜひ知ってもらいたいなという思いがあります。

あともう1つは、これは今回の報告書の中には入れられないかとは思いますが、私がいつも講演でお話しているのは、川崎市が条例をつくるときに、子どもたちの委員会があつて、最後、その報告書のまとめの中に子どもたちの委員会のメッセージが入っていたんです。その中身がこういうふうになっていて、「まず、大人が幸せにいてくださ

い。大人が幸せじゃないのに、子どもだけ幸せにはなれません。(中略) 条例に“子どもは愛情と理解をもって育まれる”とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」という、本当にすてきなメッセージがあって、今回はそういう子どもたちからのメッセージは取れないと思いますし、この委員会の中でこの報告書の中に入れるということは難しいとは思いますが、子どもたちの権利についてこれまで議論を重ねてきて、私たち大人自身が権利を守られているって実感がないと子どもたちにそれを伝えられないし、子どもたちの権利を守れないんじゃないかなという思いがあって、本当に1行だけでも何かそういったのを入れられるかなど。でも、あまりその点は議論していないので、一応、議事録か何かにかこういった意見も委員の中から出ましたということを残しておくのでいいのかなと思います。

一応、参考までに、皆さんに知っていただきたいということでお話ししました。

【北田委員長】 山下委員、ありがとうございます。

【子ども政策部長】 今いただいた、子どもたちに伝えてほしい、ということと言えますと、この後、報告書でまとまって、パブコメ、そして子ども向けにワークショップをやろうと思っています。その際は、検討委員会の報告ではこういう内容だったよ、子どもの権利というのはこんなふう考えられているよ、というのを資料でお示しして、ワークショップの中で子どもたちからも意見をいただきたいなと思っていますので、その際の資料については、また御相談させていただきます。

【北田委員長】 この報告書は、あくまで市長に対して提出する報告書なんですよね。委員からのメッセージの字数を減らすかというときに、このメッセージは誰に向けて書けばいいかという話を私が質問しまして、一応、みんなにも伝わるような形なんですけれども、報告書自体は市長宛てという位置づけなので、子どもに対するお知らせは、別の機会になるんだろうというところで御配慮いただいておりますので、安心しております。

このほか、いかがですか。これで大丈夫そうですね。では、ここでお話は終わります。

### (3) その他

- ・令和8年度子ども政策部の組織改正に伴う「三鷹市子どもの権利に関する条例（仮称）」に関する事務の所管変更について、事務局より説明
- ・次回の予定  
第8回（仮称）三鷹市子どもの権利に関する条例（素案）検討委員会は、令和8年4月10日（金）午後6時30分～開催予定

## 3 閉会（午前11時25分）